

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年2月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
 同 高岡香  
 同 太田眞晴  
 同 森正明  
 同 大村博信

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年5月16日（神奈川県公報号外第28号）神奈川県監査委員公表第4号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた6団体のうち教育委員会分1団体

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人横浜YMCA	平成28年12月28日（平成28年10月26日及び同月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 同一事業者に発注した異なる2つの宿泊棟に係る浄化槽沈殿槽閉塞及び汚泥清掃料（しおさい棟163,080円、やまびこ棟186,840円）の支払に当たり、しおさい棟分の支払後、やまびこ棟分として支払うべき請求について、公益財団法人横浜YMCA本部が、しおさい棟分の金額及び業務内容が請求書に記載されていたことを看過し、そのまま支払ったため、やまびこ棟分については23,760円が支払不足であった。</p> <p>2 産業廃棄物収集運搬</p>	<p>不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 やまびこ棟分の支払不足については、三浦ふれあいの村の経理担当者が内容を確認しないまま、業者から提出された請求書に基づき支出手続を行ってしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、三浦ふれあいの村職員及び公益財団法人横浜YMCA本部職員に、監査の結果を伝達するとともに、会計に対する意識の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 産業廃棄物収集運搬処分委託料に係る支払不足については、三浦ふれあいの村の経理</p>

		<p>処分委託料（税抜単価60円/kg）の支払に当たり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載された実際の処分量が1,400kgであったにもかかわらず、事業者の誤りにより請求書には1,200kgと記載されていたことを看過し、そのまま支払ったため、1件、12,960円（税込）が支払不足であった。</p>	<p>担当者が内容を確認しないまま、業者から提出された請求書に基づき支出手続を行ってしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、三浦ふれあいの村職員及び公益財団法人横浜YMCA本部職員に、監査の結果を伝達するとともに、会計に対する意識の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
--	--	---	--